

申告相談が始まります

市内会場の申告受付期間は、
**2月13日（金）から
3月16日（月）まで**

申告は税を算出する目的以外に、各種手当の支給や
非課税証明書・所得証明書などの交付に申告の内容
が必要になることがあります。

対象になる方は、期間内に必ず申告をしましょう。

対象になる方（次のいずれかに該当する方）

- ① 給与所得者で、勤務先からの給与と支払報告書が市へ提出されていない方
- ② 主たる給与のほかに収入のある方
- ③ 農業・営業・不動産・利子・配当・年金・雑・時・譲渡などの所得や、原稿料・講演料などの収入があった方
- ④ 農業所得は、自作・他作にかかわらず耕作収入があった方（収支計算による）
- ※出荷しなくても収穫があった場合には、農業所得が生じます。
- ⑤ 収入がなくても、誰の扶養にもなっていない方
- なお、扶養になつていても、申告者が市外に居住されている場合（単身赴任など）には申告が必要です。

持参いただくものと留意事項

- ① 印鑑
- ② 給与所得や公的年金などの源泉徴収票（原本）
- ③ 所得税確定申告書（税務署からの所得税確定申告書が届いている場合）
- ④ 市内に住民票のない家族を扶養対象とする場合は、対象者の住所・氏名・生年月日

- ⑤ 平成20年中に支払った国民年金保険料控除証明書
- ⑥ 生命保険料・損害保険料控除証明書
- ⑦ 事業所得、農業所得、不動産所得などの「収支内訳書」
- ※経費とする固定資産税額は、固定資産税領収書や課税明細書をご参照ください。
- ⑧ 医療費控除を受ける方は医療費の明細書
- ※明細書は、領収書の日付（平成20年1月1日～平成20年12月31日）を確認のうえ、受診者別・病院別に集計してください。
- また、明細書へは領収書（原本）を添付するほか、保険金による補てん金がある場合は、補てん金額を記入してください。
- ⑨ 所得税の還付は、原則口座振り込みになります。本人名義口座の金融機関名と口座番号が必要となります。
- ⑩ 住宅借入金等特別控除を受ける方は、家屋の登記簿謄本・住民票・請負（売買）契約書の写し、借入金年末残高証明書

お知らせ①

住民税の特別徴収

平成21年10月から個人住民税を公的年金から特別徴収します。対象者は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。

▶▶▶ただし、老齢基礎年金の額が18万円未満の方、特別徴収の額が老齢基礎年金額を超える方を除きます。

お知らせ②

住宅ローン控除

所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方の住宅ローン控除限度額が所得税額より大きい場合、翌年度の市・県民税から控除の対象となります。

▶▶▶平成18年12月31日までに入居した方が対象となります。確定申告の会場で申告書を提出してください。



飯田 貴之さん
(北中3年)

明日へと
僕らの税が
照らす道

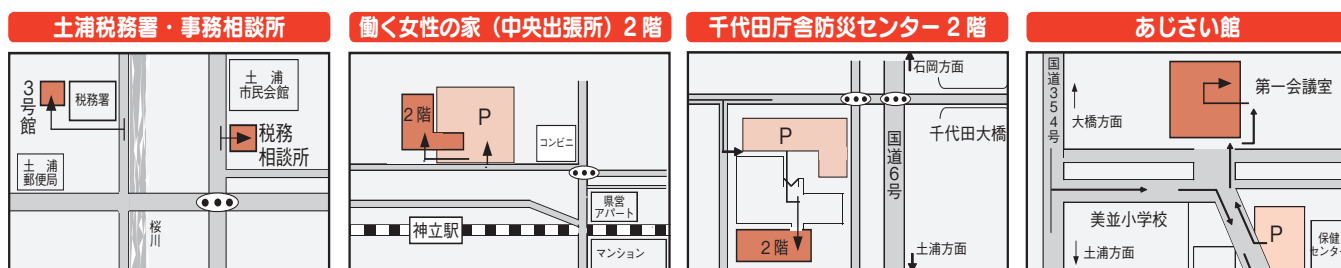
「税を考える週間」にちなんだ
中学生の税に関する標語の
茨城県知事賞受賞作品

申告相談 市内会場

●各会場の開錠は 8:00 です。●午前中の受付が 80 人になり次第午後の受付を開始します。

会場および 時間	あじさい館第一会議室		千代田庁舎防災 センター2階会議室	働く女性の家 2階研修室
	平成 21 年 9：00～11：30	13：00～16：00	9：00～11：30 13：00～16：00	9：00～11：30 13：00～16：00
2月13日（金）				還付申告
2月15日（日）	還付申告			還付申告
2月16日（月）	風返、高賀津、平、宮下	北ノ坊、中道、富士見台		市内全地区
2月17日（火）	田子内、 小津、新屋敷	柏崎先浜、柏崎下宿、 柏崎横町		
2月18日（水）	柏崎上宿、小常、田端、 出戸、芝久保	下高野、下軽部、富士寮		
2月19日（木）	赤塚東、赤塚西、松本、島ノ内	崎浜、加茂団地、平川、御殿		
2月20日（金）	川尻、内加茂、戸崎原	戸崎、大前、田宿		
2月22日（日）	市内全地区			市内全地区
2月23日（月）	西原、深谷中台、男神、上大堤、 三ツ木、教職員住宅、日大寮	深谷一、深谷二、深谷三、 深谷団地、筑見	七会地区	
2月24日（火）	深谷上郷、深谷下郷、 四ヶ村、堤	下原、毘沙門堂、八千代台、 牧ノ内		
2月25日（水）	幕田、南根本、大成、 牧ノ内第二	大和田第一、第二、第三、第四、 サンシャインつくば		
2月26日（木）	房中、上高谷2、上高谷3、 宮馬場、千鳥ヶ丘	八田、兵庫峰、浜、 緑ヶ丘、霞台	下稲吉・稲吉地区	
2月27日（金）	牛渡有河、牛渡下郷、 牛渡上郷、上高谷	根山、柳梅、外葉、 松崎、心道学園		
3月2日（月）	西成井上宿、西成井下宿、 西成井横町、上軽部、 東京製綱筑波寮	堂山、馬場、馬場山、小原、 巽台、酒井住宅、原巻	稲吉東、稲吉南、 角来	
3月3日（火）	天王町、金川、荻平、荻平本郷、 新宿、三ツ谷風返、巾木免	飯岡、天神、天神第一、 ピソ天神、かんだつ住宅		
3月4日（水）	新生、神立開拓、共栄、 大和、希望ヶ丘	三晃パート、鹿ノ山一、鹿ノ山二、 鹿ノ山三、東宝ランド、南野	志筑地区	
3月5日（木）	坂東、大平、上東、二ノ宮、 大寿	坂有河、西方、折越、 志戸崎西一、志戸崎西二		
3月6日（金）	志戸崎西三、志戸崎中、 志戸崎東一、志戸崎東二	横須賀、根本前原、 北前原、後路		
3月9日（月）	山田、石田、沖ノ内	上根、田伏中台、霞	新治地区	
3月10日（火）				
3月11日（水）				
3月12日（木） ～3月16日（月） （土日を除く）	市内全地区		市内全地区	

■ 問い合わせ先：税務課市民税係 ☎ 0299-59-2111/029-897-1111 内線 1128 ~ 1130



申告相談 市外会場

会場および時間	土浦税務署 (※車で の来署はご遠慮願います。)	税理士会 土浦支部
平成 21 年	☎ 029-822-1100 9:00 ~ 17:00	☎ 029-824-5055 下記のとおり
期間は右記のと おり (土日祝日を除く)	●還付申告のみ 1月から申告を受付 しています。 ●全申告 2月16日(月) ～3月16日(月) 《特別開設日》 ・2月22日(日) ・3月1日(日)	●還付申告のみ (給与または年金所得 者の還付のみ) ①税理士会税務相談所 (土浦市真鍋町2-5) 2月5日(木) ～2月20日(金) 9:15～11:00 13:00～15:00 ②土浦税務署3号館会議室 (土浦市城北町4-15) 2月4日(水) ～2月13日(金) 9:00～15:00

お 願 い 事 項

- ★地区割の指定日に都合が悪い方は、期間内の都合の良い日、都合の良い場所で申告してください。
- ★申告期間中、税務課窓口での申告受付は行なっておりません。
- ★青色申告・過年度申告・消費税・贈与税・相続税・譲渡所得(株・不動産などを売った所得)・先物取引等・雑損控除(盗難・災害による損失)・外国人の方など高度な判断を要する確定申告は、税務署で申告をお願いします。
- ★市では、市・県民税の申告書、各種収支内訳書(農業・一般・不動産)は送付しませんので、自主申告をされる方は、市役所各庁舎・各出張所の窓口でお受け取りください。

改正点 平成20年分の所得税申告から変わります

1 寄附金控除の改正と控除の拡大

- ① 控除対象上限額が、住民税は100分の30相当額まで引き上げ。(所得税はこれまでどおり総所得金額の100分の40相当額まで)
- ② 適用下限額が5000円に引き下げ。

③ 寄附金控除の対象となる公益の増進に著しく寄与する法人の範囲について、公益法人制度改革に伴い公益社団法人および公益財団法人が追加されました。市民税は、これらの法人のうち、市内に事務所を有する公益法人などへの寄附金について控除。

- ④ 自治体への寄附(ふるさと納税)は、金額が5000円を超えた金額に対して、所得税と合わせ、一定の条件のもとに全額が控除される特例控除規定が設けられました。

2 医療費控除の改正

医療費控除の対象範囲に、特定健

康診断の結果が、高血圧症など同等の状態である方に対して行われる保健指導に係る対価が加えられました。

3 住宅借入金等特別控除の改正

住宅借入金等特別控除の適用対象となる増改築などの範囲に、省エネ改修工事が加えられました。(平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合)

4 減価償却可能額および残存価格の廃止

平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、各年分において、不動産や事業所得などの金額の計算上必要経費に算入された金額の累計額が償却限度可能額まで達している場合には、その達した年分の本年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。